個室ユニット
推進協ニュース Number 93

1面 緊急執行委員会開催
『インセンティブの働く改定を』
要望書提出
平成25年経営実態調査報告
2面 ユニットケア研修各種報告
新規入会施設ご案内
支部便り
1行ニュースまとめ
3面 【千葉県】流山こまぎ安心館
【福岡県】いちご
4面 介護関連審議会等ダイジェスト

【発行】一般社団法人全国 個室ユニット型施設推進協議会 〒226-0015 神奈川県横浜市緑区三保町171-1 TEL：045-921-0462／FAX：045-921-0472

インセンティブの働く改定を
6％引き下げ論に懸念と不満
厚労省案で緊急執行委開く

厚生労働省が10月29日の社会保障審議会介護給付費分科会に平成27年度介護報酬改定に向けて介護老人福祉施設サービスの報酬・基準の対策案を示した。これを受けて全国個室ユニット型施設推進協議会（推進協、赤枝雄一会長）は翌30日、東京都内で緊急の執行委員会を開き、経営努力に見合うインセンティブの働く報酬改定を厚労省に求める方針を決めた。また推進協として地域貢献事業や看取り介護、介護人材育成の推進に積極的に取り組むことを確認した。

（注）厚労省が示した介護老人福祉施設サービスに関する対策案（厚労省案）は「看取り介護加算の引き上げ」「多床室入所者の居住費負担化」など全9項目。論点に答える形で示された＝別項に要点を掲載＝。

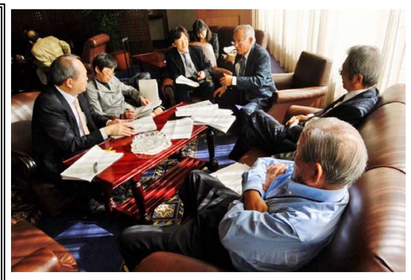

▽6％引き下げ論

藤村三朗介護保険委員長は、厚労省案の概要や分科会の審議状況などを説明した後、「厚労省案を検討する前に、財政制度等審議会が特養の高い収支差率や社会福祉法人の内部留保を理由に介護報酬6％程度引き下げを主張しており、この問題を優先して議論したい」と述べ、討議に入った。

各委員から「経済状況や人口減少などを考えれば、特養も自助努力が必要だが、改定によっては、行き詰まる施設が出てくる」「増改築費の新規借り入れどころか、資金ショートする恐れもある」など懸念と不満が噴出した。

▽9つの論点・対策案

個別の対策案では、特養での看取り介護を推進するため死亡日以前4日以上30日以下の看取り介護加算の単位数を引き上げる案（論点1の対策案）について「多くの会員施設で看取りを実施している」として一定評価する意見が出た。

水道光熱費が上昇しているため多床室の基準費用額（居住費負担）を引き上げる案（論点7）では、「消費税率が8％となり、物価全体が上昇している。10％になった場合、根本的な見直しが必要になるだろう」と懸念の声が上がった。

一方、ユニット型個室の居住費（光熱水費と室料の合計額）は上昇額が小さいことを理由に見直されないことになったが、「だいぶ実感と違う」と疑問視する声が出た。

一定の所得のある人が多床室に入居する場合、居住費（室料）の負担を求める案（論点8）では、「減価償却費分を多床室の人にも負担させるのが狙いのようだ」「所得の低い第1～第3段階の人には補足給付によって実質的に負担ゼロにする考えは理解できるが、（特養の）多床室の人から室料は取らないという前提を見直すことになり、将来、介護保険制度がどうなるのか…」と懸念も。

基本報酬の見直し（論点9）については「社会福祉法人の内部留保に対する誤った見方が背景にあり、内部留保はマイナス改定の理由にはならない」と報酬引き上げを求める一方、「社福、特養が地域に役立つのは当然」として地域貢献事業に今後も積極的にかかわることにした。

▽努力に応える改定を

赤枝会長は推進協の方針について「我々の努力や意欲に応える〝インセンティブの働く改定〟を厚労省に強く求めることにしたらどうか」と提案し、了承された。最後に「地域貢献事業」「看取り介護」「介護人材育成」を組織的に推進することを確認し、閉会した。

厚労省の対応案（要点）
介護老人福祉施設（9論点）

論点1 看取り介護加算を充実させたらどうか→記録や多職種の連携を図り、家族への説明を追加し、死亡日以前4日以上30日以下の加算の単位数を引き上げる。PDCAを推進する。

論点2 職員の「専業」の定義が不明なため地域貢献活動が妨げられるのではないか→勤務表の時間帯以外の地域貢献活動を制限しないことを明確にする。

論点3 地域密着型介護老人福祉施設もサテライト型の本体施設になれるようにしたらどうか→本体施設になることができるようにする。

論点4 日常生活継続支援加算はサービス提供体制強化加算と要件が重複するので、処遇改善加算の見直しと併せて、見直したらどうか→処遇改善加算の見直しと併せて検討する必要がある。

論点5 ベッドシェアリングを推進する観点から在宅・入所相互利用加算の要件を見直したらどうか→「同一個室」「要介護3以上に限定」の要件を撤廃し、関係者の連携・調整を評価する観点から単位数を見直す。

論点6 障害者支援加算の対象に精神障害者を追加してはどうか→65歳以上の精神障害者を追加する。

論点7 多床室の基準費用額（居住費負担）を見直したらどうか→水道光熱費を参考に居住費を設定しているが、直近の家計調査で水道光熱費が基準費用額（1万円）を上回っており、（入居者の）居住費負担を見直す。介護療養病床、介護老人保健施設も同様とするが、ユニット型個室は見直さない。

論点8 一定の所得のある者が多床室に入所する場合、居住費を見直したらどうか→一定の所得がある入居者から多床室の居住費（室料）の負担を求める。利用者負担第1～3段階は補足給付により利用料負担を増加させない。見直し後、多床室の基本サービス費は従来型個室を参考に設定する。室料負担増に伴い基本サービス費を引き下げる（1万5千円程度引き下げの見込み）。

論点9 介護福祉施設サービスの基本サービス費については、収支差率が引き続き高いことや、閣議決定（6月24日、社会福祉法人の内部留保の適正化などに言及）などを踏まえ、どう対応するか→（対応策は示さず）。

（注）特定施設入居者生活支援介護等は4面ダイジェストに掲載。

平成25年度経営実態調査結果（推進協調べ）

平成25年度経営実態調査結果	
機能性	
経常活動収支差額率	6.2%
1日当たり利用率	93.4%
利用者1名1日当たり事業活動収入	15,267
介護・看護職員配置	2.06
合理性	
人件費率	62.3%
委託費率	5.1%
人件費率＋委託費率	67.4%
材料費率（直接介護費比率）	14.5%
（うち水道光熱費率：再掲）	4.5%
経費率（一般管理費比率）	4.0%
コスト比率合算	18.6%
減価償却費率	9.4%
生産性	
職員1人あたり給与費	364,105
職員1人あたり事業活動収入	605,915
労働分配率	86.5%
安定性	
流動比率	699.1%
固定長期適合率	96.0%
純資産比率	53.7%
事業活動収入対借入金比率	5.5%

推進協の平成25年度の経営実態調査の結果によると、経常活動収支差額率は6・2％。昨年の8・21％より約2ポイント下がった。

経常活動収支差額は概ね福祉医療事業団等への借入金の償還となっており、少なくとも現行水準を下回るようなことになれば、ますます厳しい状況になる。

1日あたり利用率は93・4％（昨年94・7％）で前年比1・3ポイントマイナスだが、人件費率は62・3％（昨年59・4％）と前年より3ポイント上がっている。事業活動収入に対する借入金比率は5・5％。介護報酬が6％引き下げられれば返済が滞りかねない、さらに厳しい状況になる。※詳細は後日報告

介護報酬6％引き下げ報道を受け
厚労省に要望書提出

藤村介護保険委員長は16日、財政制度等審議会で財務省が特養の6％報酬引き下げを求めたという新聞報道を受け、厚生労働省高齢者支援課を訪問し、塩崎恭久厚生労働大臣に宛て要望書を提出した。

推進協の経営実態調査では収支差額率は6・2％となっているが、その収支差は借入金の償還にあてる施設がほとんど。現行水準を下回り償還ができない場合、経営破たんも起こり得る状況であることを訴えた。＝別項に経営実態調査報告掲載＝

推進協活動報告
（平成26年10月～11月）

■10月30日
平成26年度第3回執行委員会（東京都中央区・交詢社）

■11月10日（月）
全国研修大会in千葉全体打ち合わせ

【今後の予定】
□11月12日（水）17時～18時半 第24回介護保険委員会
第15回総務企画・広報委員会
□11月13日（木）9時半～11時 平成26年度第2回理事会
□11月14日（金）12時半～14時半 第18回研修委員会
□11月13日（木）～14日（金） 第8回全国研修大会in千葉（以上、千葉県浦安市・シェラトン・グランデ・トーキョーベイ・ホテル）

ユニットケア研修情報

【研修会、勉強会等報告】
■10月14日～29日
平成26年度第3期ユニットリーダー研修・座学（茨城、福岡、名古屋）

2014年11月10日発行 第93号

介護関連審議会等ダイジェスト

■第6回福祉人材確保対策検討会（10月3日）

【概要】社会福祉士の就労問題や障害福祉分野の人材不足について関係団体を交えて議論した。◇社会福祉士 約165万人登録。未就労が少なくなく、活用の拡大を目指す。◇障害福祉分野の人材確保 障害福祉サービスも人材確保が必要。

■第5回社会保障審議会福祉部会（10月7日）

【概要】社会福祉法人が余裕財産などを投じて行う「地域公益活動」を議論。余裕財産の有無にかかわらず、全法人に義務付けることで意見が一致した。

余裕財産の有無にかかわらず、ボランティアなどで地域貢献すべき。自治体のある程度の関与が必要。

■財政制度等審議会（10月8日）

【概要】27年度介護報酬改定では介護職員処遇を引き続き改善するものの、本体部分を最低でも6％引き下げ、全体としてマイナス改定するよう求めた。

【介護職員の処遇改善】処遇改善加算を拡充し、確実に改善される仕組みとすべき。

【平成27年度介護報酬改定】介護サービス全体の平均収支差率が＋8％と高く、本体部分を中小企業並み（＋2～3％弱）となるよう6％の適正化（約6000万円削減）が必要。

【特養の内部留保】○内部留保が蓄積しない水準まで介護報酬を適正化すべき○社会福祉法人は減価償却費を計上し、建替えに必要な現金は収支差がゼロでも蓄積する。増築の資金は補助金に加え、低利の借入れで等で調達が可能であり、「内部留保がなければ増築できない」との主張は妥当ではない。

【多床室の保険給付】公平性の観点から多床室の室料の利用者負担を検討すべき。

■第2回都道府県在宅医療・介護連携担当者・アドバイザー合同会議（10月9日）

【概要】全市町村に平成30年4月までの実施を義務付けている在宅医療・介護連携推進事業について、厚労省、都道府県、市町村が事業の要点や取り組みの現状、課題などを協議した。厚労省はサービス提供拠点となる「在宅医療・介護連携支援センター」（仮称）の整備促進を市町村に要請した。

■第7回福祉人材確保対策検討会（10月14日）

【概要】厚労省が示した「取りまとめ案」を大筋で了承した。

◇介護福祉士の資格取得方法 養成施設コースは平成28年度からの国家試験義務付けを延期。実務経験コースには28年度から実務者研修の受講を義務付け。福祉系高校コースは国家試験を引き続き実施。

◇2025年に向けた全体像 介護人材を中核的存在の「介護福祉士」（A層）、「一定の水準にある者」（B層）、「基本的な知識・技能を有する者」（C層）の3層に大別し、人材層全体に厚みを持たせ、すそ野を広げる。25年までに介護人材の5割を介護福祉士が占めることを目指す。

■第110回介護給付費分科会（10月15日）

【概要】平成26年度介護事業経営実態調査結果と27年度介護報酬改定に向けた視点を了承した。財政制度等審議会が本体6％引き下げを求めていることに対し、反発する意見が出た。

議題1 26年度介護事業経営実態調査結果について＝推進協ニュース92号に掲載済み＝

〈意見交換〉全国老人福祉施設協議会は独自調査結果を示し、「特養の収支差率は0・0％（補助金等取崩額含めると4・3％）で、マイナス改定は介護崩壊を招きかねない」と公正な評価を求めた。

議題2 27年度介護報酬改定に向けた基本的な視点（事務局としての視点）

①地域包括ケアシステム構築に向け、在宅中重度者や認知症高齢者の対応を強化する。

②介護人材確保対策を推進し、効率的かつ効果的に配置する観点が重要だ。

③限りある資源を有効活用するため必要なサービス評価の体系化・適正化や規制緩和等を進める。

■第6回社会保障審議会福祉部会（10月16日）

【概要】厚労省が社会福祉法人の「余裕財産」「再投下計画」「地域公益活動」の基本的な考え方を示した。

【財務規律のイメージ】社会福祉法人に①適正かつ公正な支出管理②余裕財産を明確化③余裕財産は福祉サービス・地域公益活動に再投下＝を義務付ける。

【余裕財産の考え方】資産から事業継続に必要な最低限の財産を控除したものを余裕財産とし、再投下対象財産として位置付ける。

（注1）資産は全財産から基本金と国庫補助等特別積立金を除いた財産を指す。

（注2）事業継続に必要な最低限の資産とは①社会福祉事業に活用している不動産等（土地、建物、設備など）②再生産に必要な財産（建替、大規模修繕、設備更新など）③必要な運転資金（事業未収金、緊急の支払いやタイムラグのある出入金など）の3つの財産を指す。

【再投下計画】社会福祉法人が自主判断で策定した「地域公益活動計画」を所轄庁（都道府県など）に申請し、承認を得る。

【地域公益活動の論点】①「地域公益活動」の定義や範囲②社会福祉事業・公益事業との関係③行政の関与の仕組みなどをどう考えるか。

■第7回社会保障審議会福祉部会（10月20日）

【概要】厚労省が「余裕財産」で行う「地域公益活動」の位置付けなどを示した。

【地域公益活動の位置付け】「社会福祉を目的とし、地域ニーズがあり、公的制度の給付対象にならない事業」と法律で明記する。

【地域公益活動の責務】○再投下財産のある法人は再投下計画を策定し、所轄庁の事前承認を得る。また指導監督を受ける○再投下財産のない法人は事業計画に位置付け、現況報告に基づいて指導監督を受ける○地域公益活動の公表を法律で明記する。

■第111回介護給付費分科会（10月22日）

【概要】厚労省は平成27年度介護報酬改定に向けて居宅関係5サービスの論点の対応（案）を示した。

【訪問介護】

論点1 定期巡回・随時対応サービス・20分未満身体介護の要件を見直したらどうか→○要件を満たす者に限り、夜間・深夜・早朝加算の算定を認める○同一建物居住者への減算割合を引き上げる。

論点2 提供責任者の配置を見直したらどうか→○基準以上の配置は加算する○（特定事業所加算Ⅳ）新設）○配置基準を「利用者50人に対して1人以上」に緩和する。

論点3 提供責任者の任用要件の減算割合を引き上げたらどうか→○減産率を30％に引き上げる○サテライト事業所は29年度末まで適用しない。

論点4 訪問リハビリの算定要件を見直したらどうか→○サービス責任者がリハ専門職に同行した場合は加算。

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護】

論点1 サービス提供体制を見直したらどうか→一体型事業所は訪問看護の一部を他の訪問看護事業所に委託できるようにする。

論点2 通所サービスの利用に応じて減算率を見直したらどうか→○減算率を軽減する方向で検討。

論点3 夜間の兼務要件や勤務体制を見直したらどうか→○オペレーター要件を緩和し、同一敷地内または隣接する同一法人の別施設の職員でも可とする○利用者に支障がない場合、複数の事業所が機能を集約し、通報を受け付ける形態を認める。

論点4 「第三者による評価」を効率化したらどうか→○利用率が一定以下は訪問看護サービス部分を減算。一定以上は加算。

論点5 同一建物減算の導入をどう考えるか→移動時間が軽減するので減算。

【小規模多機能型居宅介護】

論点1 訪問サービスを強化した類型を創設したらどうか ◇「訪問体制強化加算」の新設→要件は①訪問担当の常勤従事者を2名以上配置②1カ月訪問回数が一定以上の指定事業所◇登録定員の見直し→29人以下とする。

論点2 看取りの評価を導入→○看取り介護加算を新設する→「看護職員加算（Ⅰ）を算定」や「医師、看護師、介護職員等が共同して家族に随時、説明し、同意を得ていること。

論点3 「第三者による評価」を効率化したらどうか→事業者が自己評価し、運営推進会議に報告して評価を受けた上で公表。

論点4 看護職員の配置要件や加算要件を見直すことから→道路を隔てて隣接する施設・事業所とも兼務できるようにする。「看護職員配置加算（Ⅰ）（Ⅱ）の加算要件を見直し、常勤要件から常勤換算で1人以上とするなど。

論点5 地域との連携を推進するため見直したらどうか→併設事業所が「総合事業」（介護予防・日常生活支援総合事業）を行う場合、管理者の兼務やトイレなどの共用を認める。

論点6 同一建物居住者へのサービスの基本報酬をどう考えるか→○現行の同一建物減算を廃止し、新たに同一建物居住以外の報酬（Ⅰ）と同一建物居住の報酬（Ⅱ）を設ける。

論点7 経過措置である事業開始支援加算は廃止したらどうか→廃止する。

論点8 グループホーム併設型の夜間配置は兼務をどう考えるか→①小規模多機能型の泊まりとグループホームの1ユニットの定員数が合計9人以内②同じ階に隣接している。場合は兼務を認める。

論点9 同一建物に併設できるよう施設・事業所を見直したらどうか→広域型の特養など社会福祉施設との併設は個別に判断する。

論点10 中山間地域等におけるサービス提供をどう評価するか→通常の実施地域を越えた訪問、通所サービスは加算。

【複合型サービス】

論点1 訪問看護の報酬算定を見直したらどうか→○利用率が一定以下は訪問看護サービス部分を減算。一定以上は加算。

論点2 同一建物居住者へのサービス提供の基本報酬をどう考えるか→現行を「同一建物以外の居住者に対する複合型サービス費（Ⅰ）と「同一建物の居住者に対する複合型サービス費（Ⅱ）」に2つに区分する。

論点3 登録定員を見直したらどうか→29人以下とする。

論点4 「第三者による評価」を効率化したらどうか→事業者が自己評価し、運営推進会議に報告して評価を受けて公表する仕組みにする。

論点5 名称をイメージしやすいよう変更したらどうか→「看護小規模多機能型居宅介護」（仮称）はどうか。

論点6 事業開始支援加算を30年度末まで延長したらどうか→延長する。

【訪問看護】

論点1 訪問看護ステーション体制を評価したらどうか→○新たな加算を設ける○「緊急時訪問看護加算」「特別管理加算」「ターミナル加算」のいずれについても一定以上の算定実績があること。

論点2 病院・診療所からの訪問看護の報酬を見直したらどうか→報酬単価を増額する。

論点3 訪問看護ステーションと訪問リハビリステーションの再整理が必要ではないか→リハビリ見直し議論の中で検討する。

■社会保障審議会福祉部会・第1回福祉人材確保専門委員会（10月27日）

【概要】福祉人材確保対策検討会が10月1日にまとめた報告書を受けて専門委員会が初会合。年末までに具体案を取りまとめる。

【基本的な考え方】「参入促進」「資質の向上」「労働環境・処遇改善」の3つのアプローチで総合的に対応する。2025年に向け、定量的な目標を定め、計画的に対策を講じる。

■第112回介護給付費分科会（10月29日）

（注）介護福祉施設は1面に掲載。

【特定施設】

論点1 特養の中重度利用者の重点化に伴い、手厚い介護体制を推進したらどうか→サービス提供体制強化加算を創設する。

論点2 認知症専門ケア加算を創設したらどうか→体制を整備した施設を評価する。

論点3 看取り介護加算の充実を図ってはどうか→新要件として①記録、多職種連携などによって看取り介護を実施すること②入居者及び家族への説明などを追加し、死亡日以前4日以上30日以下の看取りの単位数を引き上げる。

論点4 特定施設入居者生活介護（介護予防）の報酬を見直したらどうか→介護職員・看護職員の配置基準の「要支援2の基準（3対1）」を「要支援1の基準（10対1）」に揃え、夜間の報酬も見直す。

論点5 空き室を活用するショートステイの要件を見直したらどうか→①「開設後3年」を「居宅サービス等の運営に3年以上の経験」へ緩和②「入居率80％以上」は撤廃。

論点6 特定施設入所者生活介護の事業者が報酬を代理受領する際、義務付けられている国保連の同意書の提出を見直したらどうか→同意書の義務付けを廃止。

論点7 外部サービス利用型の在り方をどう考えるか→養護老人ホームが「一般型」を利用できるようにする。（了）

※「ニュースを読む」「こちら傍聴席」は休載。

【発行】一般社団法人全国個室ユニット型施設推進協議会 〒226-0015 神奈川県横浜市緑区三保町171-1 TEL：045-921-0462／FAX：045-921-0472

施設紹介

Vol.87 千葉県

社会福祉法人天宣会
特別養護老人ホーム 流山こまぎ安心館

千葉県流山市は、〝都心から一番近い森の街〟と謳われている自然豊かな土地で、市内には309の公園と17の森があります。住宅街の中に広がる緑、住みやすい環境ということもあり、30～40代の子育て世代にとても人気の高い市です。

最近では、テレビや映画などの撮影ロケも多いため、市外、県外の方からも知られるスポットが多くなっています。又、その昔、新撰組局長・近藤勇が最後に陣を敷いたことで、歴史的にも知られる土地です。

【飯泉香織施設長の施設紹介】

当施設は、このように自然豊かで暮らしやすい流山市に〝家庭的な介護体制で住み慣れた地域でいつまでも〟〝我が家のような安心感〟を提供すること、そして地域福祉の発展を目指して平成23年4月に開設しました。個室ユニット（60床）、多床室従来型（40床）の他に、短期入所生活介護、通所介護、居宅介護支援事業所と5つの事業所を併設した施設です。

スタッフの年齢層が若いことを活かして、入居者の方も常に若々しく、明るく楽しい施設作りを心がけています。

地域の色を最大限に

〝森の街〟〝自然が多く残る街〟である土地の良さを最大限に活かす為の取り組みとして、法人（天宣会）としてのこだわりでもあり、流山市の特色でもある〝自然に囲まれた環境〟に重点を置き、建物・駐車場の外周には全て緑で覆った遊歩道を設け、入居者・ご家族だけに留まらず地域の方々にも癒しの散歩コースとなるように日々整備しています。

春～秋にかけての清々しい日には、遊歩道の途中に設けた東屋でおやつを楽しまれる入居者や、1日2周と決めて日課としてのウォーキングを楽しむ入居者の方もいらっしゃいます。

散歩の時間を通じて、入居者との個別のコミュニケーション時間が多くなることでスタッフとの関係性も深まり、「介護する人、される人」ではなく「共に生活する人（サポーター）」へと発展し、より安心感を深めてもらえることを目指しています。

その他にも、当施設の支援者の一人でもある、流山を代表する切り絵家の飯田信義氏の切り絵作品を、施設内のスペースに定期的に飾らせてもらって、展示会を開催したり、ちぎり絵クラブの先生（市内ボランティア）の作品や、絵画を嗜むご家族の作品等も展示し、入居者の皆さまの楽しみと地域との交流の場を広げられるように心がけています。

笑顔が生活の活力！

家庭的な生活環境を提供する個別ケアに重点を置きながらも、入居者の笑顔を広げる関わりを常に考え、施設生活だからこそ可能なイベント（大掛かりなイベント）や、ユニット単位のレクリエーション、個別の余暇時間の提供など様々な楽しみをマンネリ化することなく継続していく事に力を入れています。

開設当初から恒例行事として開催していた秋祭りを、今年は入居者からの希望も多かったことを考え夏祭りとして内容も大きく変化させて開催しました。

秋祭りを行っていた枠には新たに運動会を設け、希望者のみの企画として動き出しましたが、結果は大勢の入居者の方が集い、日頃は静かな時間を過ごされている方が、必死に玉入れやパン食い競争をされたり、スタッフの姿に爆笑したりと笑い声の絶えない余暇時間となりました。笑顔が大きな生活の活力であることを信じて、今後も常に入居者の声を聞き、好みや生活習慣を知っている介護スタッフだからこそ提供できる楽しみ（イベントやレク等）を考えて行きたいと思います。

〒270-0132　千葉県流山市駒木649-3　TEL04-7178-5556　FAX04-7178-5558
【特養】定員100名【ショートステイ】10名【デイサービス】25名

Vol.88 福岡県

社会福祉法人大福会
特別養護老人ホーム いちご

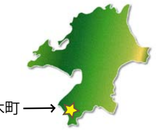

特別養護老人ホームいちご（福田弘理事長）は、福岡市から西鉄天神大牟田線で約1時間の福岡県三潴郡大木町にあります。

大木町は穀倉地帯筑後平野のほぼ中央にあり、日本屈指の掘割（クリーク）という水路が縦横に走り、恵まれた気候と相俟って美味しい果物や野菜がいっぱいで、その中でも「あまおう」の名で有名ないちご産地です。それに因んで、施設の名前は「いちご」となっています。

【中原修作施設長の施設紹介】

いちごは、10月1日で設立10周年を迎えました。この10年間、施設の理念である「人が人らしく、心と心がふれあえる、あたたかい介護」を目指し、職員一同頑張ってきました。

施設長になって1年半足らずですが、入所者やご家族から「いちごに来て本当に良かった」というお声や笑顔を何度も頂き、意義のある仕事をしているのだと実感しております。

また、大木町という自然環境、人々の素朴さ、親しみ、優しさを感じており、この地域で育った「いちご」は甘く美味しく、また我が「いちご」も人情味あふれる、居心地も良い施設になりつつあるのではと感じています。

これからも、入所者やご利用者にいつも笑顔でいただけるよう、地域の一員としての「いちご」を育てていきます。

地域の皆様と熱い夏祭り

「地域の一員・いちご」は、毎年、入所者、そのご家族、そして地域の子供達など多くの人に参加して頂く、地域の行事でもある「いちご夏祭り」を行っています。

夏の日差しが強くなり始めた7月最後の日曜日、今年は節目となる10回目を迎え、更にパワーアップをした「いちご夏祭り」を開催しました。

入所者、ご利用者によるカラオケやパン食い競争、また、地域の方々のよさこいおどり、健康体操、フラダンス等のほか、10周年を記念した餅投げを行いました。

また、夏祭りのもう一つの楽しみである抽選会は、今年は特に豪華な景品を用意し、抽選のたびに大賑わいとなりました。

最高齢は102歳

9月15日、入所者、デイサービス及びショートステイのご利用者の長寿を祝って、多くのご家族が出席される中、恒例の敬老会を開催しました。

今年、長寿の表彰を受けられた方は16名で、百歳以上は2名、最高齢は102歳。自身が傘寿の福田理事長より、長寿を祝して賞状と記念品の贈呈があり、皆さん満面の笑顔でした。

その後アトラクションとして、職員による健康体操や、地域で活動している和太鼓のチームの迫力あるお祝い太鼓の演奏もありました。華麗な(?)マジックショーもあり、会場は感動と笑いに包まれ、みんなで楽しいひと時を過ごしました。

大豊作！「いちご」農園

今年の6月、デイサービスいちごでは、生活動作訓練の一環として、野菜作りを行いました。ご利用者から土や肥料の混ぜ方など、野菜の栽培の仕方について知恵を借りながら、キュウリ、ミニトマト、スイカなどの夏野菜を植えました。

今年の夏は大雨が続き日照不足でしたが、キュウリやミニトマトは大きく鈴なりに実り、またスイカも大きく育ちました。みんなで日に日に成長する野菜を見て収穫を心待ちにし、8月の晴天の折、収穫祭を行いました。

収穫されたキュウリは浅漬けやビール漬けなどの漬物に。スイカはキンキンに冷やし味わいました。収穫した後はオクラやシソ、ナスを植えました。

〒830-0403　福岡県三潴郡大木町大字大角1133-1　TEL0944-33-0015　FAX0944-33-0020
【特養】定員50名【ショートステイ】10名【デイサービス】30名

新規入会施設のご案内

<平成26年10月～>
個室ユニット型施設の将来と協議会の更なる発展を、
共に考えてくださる施設が増えました。
支部会・研修会に、多くの方にご参加いただけるよう
ぜひ会員相互でお声掛けください（11月6日現在）

	地域	法人名	代表者		施設名	施設所在地
1	福岡県	若杉会	理事長	杉野 正幸	ナーシングホームあかり	築上郡築上町大字築城
2	福岡県	木犀会	理事長	杉 健三	すぎの木	大牟田市大字甘木
3	福岡県	ひまわり会	理事長	吉原 太郎	ユニットひまわり	嘉麻市馬見
4	福岡県	桜花会	理事長	江頭 芳樹	ライフケア柏原	福岡市南区柏原
5	福岡県	広緑会	理事長	廣澤 利彦	ケアイン西天神	北九州市若松区西天神

第3期ユニットリーダー研修終了
茨城、福岡、名古屋の3会場で開催。111名が受講

推進協は10月14日から、平成26年度第3期ユニットリーダー研修（座学）を茨城、福岡、名古屋の3会場で開いた。

今期から『個別ケア研修ノート』をサブテキストとして使用。研修ノートは第1章から第6章までの章立てになっており、第6章には、推進協の実地研修の取り組みなどを掲載している。

受講者数	会場	受講者数
	茨城	32名
	福岡	34名
	名古屋	45名
	合計	111名

研修を終えた受講生からは、「とても親身になって相談に乗ってもらった」「今まで自分がしてきたケアはユニットケアではなく、グループケアだったと気づいた」等の感想があった。

【第3期リーダー研修外部講師紹介】（敬称略・五十音順）
◎足立 啓（和歌山大学システム工学部・環境システム学科・教授）
◎古賀 誉章（東京大学大学院・工学系研究科・助教）
◎新保 瑠美子（つくばライフサポートセンター）
◎鈴木 みな子（日本社会事業大学・社会事業研究所・共同研究員）
◎多田 満（特養シオンの園・施設長）

いよいよ！『全国研修大会in千葉』開催！

いよいよ13日（木）から、この1年間、千葉支部が総力をあげて準備してきた『全国研修大会in千葉』が、千葉県浦安市のシェラトン・グランデ・トーキョーベイ・ホテルで幕を開ける。

参加申込み人数は700名を超え、盛大な大会になることが予想される。開催報告は次号に掲載予定。

1日目　11月13日（木）
12：30　開会式
13：15　特別講演『現場から考える社会保障～報酬改定と10年度の制度』　中村 秀一 氏

2日目　11月14日（金）
9：00　森田健作千葉県知事挨拶
9：10　記念講演　『人を幸せにする介護とは何か！』　三好 春樹 氏
10：50　シンポジウム
12：30　閉会式

支部便り

福岡

牟田福岡支部長

10月21日、福岡支部（牟田和男支部長）は、博多駅近くのセントラーザ博多で福岡支部総会を開いた。

牟田福岡支部長は「推進協も発足して10年が経ち、発言権をもった団体となってきた。福岡支部の会員比率は推進協の10％を占めるまでになった。更に20％を目指し、会員拡大に努めてもらいたい」と開催挨拶した。

平成25年度事業報告・決算報告、平成26年度事業計画、予算報告と進み、閉会の辞を福岡支部顧問の諸隈正剛副会長が「来年の介護報酬改定は、相当厳しい。日本経済が厳しい局面を迎える今、国頼み、地方自治体頼みではなく、自分たちがやっていく覚悟が必要」と述べ閉会した。

藤村介護保険委員長

閉会後、藤村二朗介護保険委員長が「介護保険制度・介護報酬改定について」をテーマに講演した。

平成27年度介護報酬改定に向けて、第109回介護給付費分科会の報告、財政制度等審議会、介護保険部会等最新の情報、動向について詳細に報告した。

ユニットケア研修推進事業合同会議開く

10月9日、推進協は東京都品川区のAP品川で、平成26年度第2回ユニットケア研修推進事業合同会議を開いた。

事務局は現在作成中のユニットケア研修テキストについて、今年度は「個別ケア研修ノート」をサブテキストとして使用し、必要所定の手続きを取り、来年度からテキストとして使用すると報告。承認を得た。

【第1号議案】ユニットリーダー研修実地研修施設再調査について「2年に1度の再調査による施設の負担などを考慮し課長通知から再調査の文言を削除した（厚労省・懸一課長補佐）」等の経緯や、「3年毎の法改正に合わせて世の動きを見ながら項目についても改正すべき」などの意見を踏まえ、今年度の再調査は行わない。

なお26年度末で契約満了となる施設は契約更新とし、実地研修施設勉強会等の機会を増やすことにより質の担保を図ることにする。

【第2号議案】ユニットケア研修指導者養成研修について　12月と27年5月に開催し、全ての実地研修施設に指導者を配置することを目標とする。

【第3号議案】新規ユニットリーダー研修実地研修施設募集について　12月に大阪と東京で現行の調査項目を使用し開催する。

【第4号議案】新規ユニットリーダー研修実地研修施設調査員研修会について　調査員の質の担保、拡充を図るために開催する。

【第5号議案】平成27年度スケジュールについて　事務局案を承認。

【その他】
・ユニットケア研修受講辞退料について　一律5000円とする。

なお会議の冒頭、事務局は、川澄弘喜ユニットケア研修事業推進室室長が体調不良のため退任し、後任として、井手明利副室長が新室長に就任したことを報告した。

推進協ホームページと連動

10月の『1行ニュース』まとめ

推進協ホームページで毎日更新している「1行ニュース」1か月分のタイトルをまとめました。

- 30日：特養などの看取り加算、要件強化で引き上げ（介護給付費分科会ＰＴ）、特養の基本報酬、適正化の在り方で議論（介護給付費分科会）
- 28日：2025年に向け介護人材の需給目標も（福祉人材専門委が初会合）
- 27日：外国介護人材の受け入れテーマで検討会（厚労省）、介護の段位制度、レベル認定者130人に）
- 24日：介護報酬引き下げ阻止を、福祉15団体が要望（自民）
- 23日：社福経営協が法人税非課税堅持を要望（公明）、小規模多機能の看取り評価など提案（介護給付費分科会）
- 22日：平成25年「介護サービス施設・事業所調査」の結果発表（厚労省）、介護人材確保の具体策を検討（社保審・専門委）、介護報酬改定「価格の妥当性検証を」（諮問会議）
- 21日：「地域公益活動」の実施、全社福で義務化へ（社保審・福祉部会）
- 16日：介護事業者の資金繰り支援　三菱ＵＦＪ電子債権活用
- 14日：「医療介護改革推進本部」を発足（厚労省）
- 8日：介護報酬下げ要請　待遇改善除き6％（財務省）、「地域公益活動」の在り方を議論（社保審・福祉部会）、
- 6日：14年介護実調結果を了承（給付費分科会・経営調査委）
- 4日：特養の利益率8．7％（厚労省経営実態調査結果）
- 1日：社福の「余裕財産」を明確化、地域に再投下を（社保審・福祉部会）

※日付は1行ニュースにアップした日。

◆介護関連プチ情報◆

ターミナルケア指導者養成講座

知識環境研究会は、2015年1月10日（土）・11日（日）の2日間、東京都内で「ターミナルケア指導者養成講座」を開催する。精神面から身体面まで終末期のケアを体系的に学び、エキスパートとして他者に指導する力を養成することが目的。現在、終末期のケアに携わった経験のある方を対象に、第1期生となる受講者を募集中。

初開催。第1期受講生募集

開講日：15年1月10日（土）・11日（日）
会　場：東京都内（ＪＲ品川駅周辺）
受講料：8万円（税込）（2日間）
対象者：ターミナルケアの指導者を目指す方（医療職・介護職・福祉職として終末期のケアに携わった経験のある方に限る。
申込み方法：公式サイト（http://learning.ackc.org）のフォーム及びメールにて（先着順・11月5日現在空きあり）。

ピックアップ

介護事業者の資金繰り支援　三菱ＵＦＪ電子債権活用

三菱東京ＵＦＪ銀行は、三菱総合研究所と協力し、通所介護事業所を増設しようとする介護事業者に対し、電子記録債権を活用した資金支援スキームを構築し、今般、取り扱いを開始した。

【事業者の主なメリット】
①信用力の高い電子債権を割り引くことで資金調達が可能
②電子債権割引の申込をする際、決算書、契約書等の提出が不要。本件電子債権は国保連の信用力を背景としているため、事業者が割引申込を行うに際し、通常の融資申込に必要となる決算書等の提出は不要。
③必要に応じて少額・多頻度の資金調達を行うことが可能。

（以上、10月15日付三菱東京ＵＦＪ銀行のニュースリリースより一部抜粋して紹介）